

(公告第 56 号)
令和 7 年 8 月 27 日

ロートグループ健康保険組合
組合員 各位

ロートグループ健康保険組合
理事長 田中 祐之

規程の制定および一部改定について

令和 7 年 8 月 5 日に開催の組合会において規程の制定及び一部改定について承認され、厚生労働省への届出を行いましたので公告します。

1. 規程の制定

規程名称「禁煙支援補助金支給規程」

このたび、禁煙に関する補助金制度を新しく整備いたしました。

これまでは「各種健康診断および健康づくり施策への補助金支給規程」に基づいて実施しておりましたが、喫煙が原因となる病気を予防し、加入者の皆さまの健康保持・増進をさらに推進することを目的として、禁煙に関する補助金を独立させた「禁煙支援補助金支給規程」を新たに制定いたしました。

本規程全文につきましては、文末をご参照ください。

2. 規程の変更について

規程名称「各種健康診断および健康づくり施策への補助金支給規程」

これまで「各種健康診断および健康づくり施策への補助金支給規程」に定めていた禁煙支援に関する項目につきましては、今回新たに制定した「禁煙支援補助金支給規程」に移行いたしました。

そのため、「各種健康診断および健康づくり施策への補助金支給規程」からは、禁煙支援に関する項目を削除いたしました。

新	旧
<p>(健診等の範囲)</p> <p>第2条 健康保険組合が補助する健康診査等の範囲は次の通りとする。</p> <p><中略></p> <p><削除></p> <p>第3条 補助金の種類とその補助金額及び対象年齢補助金の種類と金額は以下のとおりとする。尚、支払金額が補助額に満たない場合は消費税を含み実費を補助する。</p> <p><中略></p> <p><削除></p>	<p>(健診等の範囲)</p> <p>第2条 健康保険組合が補助する健康診査等の範囲は次の通りとする。</p> <p><中略></p> <p><u>(4) 卒煙サポート補助</u></p> <p><u>各適用事業所の実態に沿い、組合が企画する卒煙サポート事業を対象とする。</u></p> <p>第3条 補助金の種類とその補助金額及び対象年齢補助金の種類と金額は以下のとおりとする。尚、支払金額が補助額に満たない場合は消費税を含み実費を補助する。</p> <p><中略></p> <p><u>(5) 卒煙サポート補助</u></p> <p><u>対象者 20歳以上の一般被保険者</u></p> <p><u>補助金額</u></p> <p><u>①禁煙補助薬を使用する場合(業務委託によるサービス) 全額補助を基本とする。</u></p> <p><u>② 禁煙外来での投薬治療を受ける場合</u></p> <p><u>保険適用となる治療を受けた場合、本人が自己負担した額を、禁煙達成後にインセンティブとして補助する。</u></p>

禁煙支援補助金支給規程

第1条 (目的)

この規程は、ロートグループ健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者に対し、喫煙に起因する疾病の予防および健康の保持・増進を図ることを目的として、組合が実施または契約する禁煙支援施策に参加し、所定の条件を満たした場合に、必要な費用の全部または一部を補助することにより、禁煙への取り組みを支援するものとする。

第2条 (定義)

この規程における用語の定義は次のとおりとする。

1. 禁煙外来：健康保険が適用される医療機関で行われる標準禁煙治療プログラムをいう。
2. 卒煙チャレンジ：禁煙外来治療を完遂し、医師の判断により禁煙に成功したと認められるもの。
3. 禁煙チャレンジ：禁煙外来治療を受けたものの、禁煙に成功しなかったが、治療を完遂したもの。

4. 標準禁煙治療：初回診察から12週間にわたる、医師の診療・助言および禁煙補助薬の処方を含む保険適用の治療プログラムをいう。

第3条（補助対象者）

補助対象者は、当組合の被保険者であって、以下の条件をすべて満たす者とする。

1. 禁煙治療の開始日および補助金申請時点において、当組合の被保険者資格を有すること。
2. 本人が喫煙の習慣を有し、禁煙外来治療に主体的に取り組む意思があること。
3. 禁煙治療に関して本規程に基づく申請を年度内に初めて行う者であること。
4. 前回の禁煙治療開始日から1年以上が経過していること（過去1年以内に禁煙外来を受診していないこと）。

第4条（補助対象とならないもの）

以下のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

1. 市販の禁煙補助薬（ニコチンガム、パッチ等）の購入費用
2. 自由診療による禁煙治療（保険適用外診療）
3. 禁煙外来治療を完了しなかった場合、または途中で中止した場合
4. 治療期間中に医療機関を変更した場合（転院を含む）
5. 領収書その他の必要書類に不備がある場合
6. 当組合が提供する禁煙支援サービスを、同一年度内に利用している場合

第5条（補助内容）

1. 当組合は、被保険者が禁煙外来治療を受け、当該治療を完遂した場合に、自己負担分の費用を全額補助する。
2. 補助の上限額は設けないが、常識的な医療費を超える場合や疑義がある場合は個別審査のうえ支給を判断する。
3. 補助は原則として同一年度内に1回限りとする。ただし、禁煙に失敗した理由や本人の意欲、取り組み状況等を総合的に考慮し、組合が再支援の必要性があると判断した場合には、同一年度内に複数回の補助を行うことができる。

第6条（補助要件）

1. 補助金の支給対象は、以下のいずれかに該当し、かつ標準禁煙治療を完遂した者とする。
 - ① 卒煙チャレンジ：標準禁煙治療をすべて受診し、医師の診断により禁煙に成功したと認められた者。
 - ② 禁煙チャレンジ：当組合が契約する委託業者の禁煙支援施策に参加し、一定期間継続して取り組んだ者（途中での離脱を含む）。
2. 卒煙チャレンジの補助金は、以下に掲げる費用の合計額を対象とする。
 - ① 健康保険適用となる禁煙外来治療の自己負担分
 - ② 卒煙証明書その他の証明文書に係る発行手数料（文書料）
3. 禁煙チャレンジは、委託業者からの実績報告に基づき、委託契約上の費用を当組合が直接負担するものとし、参加者による補助金申請は不要とする。

第7条（申請方法）

1. 禁煙外来を受診し補助を希望する者は、事前に「禁煙チャレンジ申請書」を当組合へ提出し、登録を受けなければならない。
2. 治療終了後、次の書類を添えて原則として3か月以内に補助金支給申請を行うものとする。
 - ① 医療機関発行の領収書原本（治療費および文書料）
 - ② 医療機関による禁煙治療修了証明書（卒煙証明書）
 - ③ 組合所定の補助金申請書

第8条（健保契約プログラムの取扱い）

1. 組合が契約する禁煙支援サービス（例：オンライン禁煙プログラム）を利用する場合、費用は組合が直接支払いを行い、補助金申請は不要とする。
2. 同一年度において、外来補助と健保契約プログラムの重複利用は認めない。

第9条（不正利用の防止）

1. 不正申請（虚偽報告、領収書の改ざん、本人以外の受診等）が発覚した場合、当該補助金は返還を求めるとともに、必要に応じて所属事業所と連携のうえ厳正に対応する。
2. 同一人による繰り返しの利用や、明らかに禁煙意思のない利用と判断される場合は、補助を打ち切ることがある。
3. 当組合は補助金支給にあたり、レセプト確認・医療機関への照会等を行うことがある。

第10条（その他）

1. この規程に定める事項のほか、運用に関する必要な事項は別に定める。
2. 本制度の周知・実施にあたっては、被保険者に対して適切な情報提供および注意喚起を行う。
3. 「禁煙チャレンジ申請書」「禁煙治療修了証明書」の様式は、必要に応じ改定を行い記録を残す。

附則

本規程は令和7年9月1日より施行する。